

# 物 件 調 書

物件番号 \_\_\_\_\_

所在地	下関市菊川町大字下岡枝字宮社179番1、字後地188番1・188番3				
住居表示	—				
登記簿数量	5, 248.04㎡	登記地目	宅地	形 状	明細図の とおり
実測数量	5, 248.04㎡				
接面道路の 幅員及び構造	西側が幅員約13.5～15mの国道491号線に約0.6m低く接面し、北西側が幅員約5～7mの市道「荒小田菊川温泉線」に等高から約0.5m低く接面し、東側が幅員約5～5.5mの市道「荒小田二号線」に等高に接面した、間口約105m、奥行約25～85mの不整形な大規模画地			私道の負担等 に関する事項	無
都市計画	都市計画区域	下関北都市計画区域		指定建ぺい率	70%
	用途地域	—		指定容積率	200%
	その他	・沿道ふれあい地区          ・居住誘導区域			
供給 施設		状 況	事業所名	電話番号	
	電 気	可	中国電力 株式会社 下関セールスセンター	0120-707-614	
	上水道	可	下関市上下水道局北部事務所	083-772-2410	
	下水道	可	菊川総合支所建設農林課農林整備係	083-287-4020	
	都市ガス	不可			
交通機関	バス	サンデン交通「岡枝」バス停		南西方	約250m
	鉄道	JR山陽本線「小月」駅		南方	約6,800m
公共施設	下関市役所菊川総合支所			南西方	約550m
	下関市立岡枝小学校			北西方	約2,000m
	下関市立菊川中学校			南西方	約650m

・ 3筆：179番1 (1,235.11 m<sup>2</sup>)・188番1 (3,850.23 m<sup>2</sup>)・188番3 (162.70 m<sup>2</sup>)

・ 本物件は現状のまま引渡しとなります。

・ 本物件は、菊川総合福祉会館、菊川武道館、菊川バスターミナル、老人作業所、用具収納庫、民俗資料収蔵庫の跡地で、令和6年8月までに全て解体し、現在は更地となっています。

・ 供給施設の整備状況等につきましては、事前に必ず購入希望者ご自身で各事業所へご確認ください。

・ 土地利用に当たっては、都市計画法、建築基準法の制限を受けることがありますので、下関市都市計画課、下関市建築指導課まで事前に必ず購入希望者ご自身でご確認ください。また、その他諸規制についても、事前に必ず購入希望者ご自身で確認の上、関係先までお問合せください。

・ 本物件の土地利用に関し、隣接所有者等又は地域住民等との調整等は全て買受人において行っていただきます。

参考  
事項

・ 越境物等に関する隣接所有者等との協議などは、全て買受人において行っていただきます。

・ 本物件は、土壌汚染、地下埋設物、地質調査及び地盤に関する調査は行っていませんので、調査の必要があれば買受人の負担とし、市は一切の責任を負いません。

・ 本物件に種類、品質、数量に関して契約の内容に適合しない状態があっても、市は契約不適合責任を負いません。(消費者契約法に規定される消費者が買受人の場合にはこの限りではありません。)

・ 本物件の利用にあたる整地等の造成費は、買受人の負担となります。

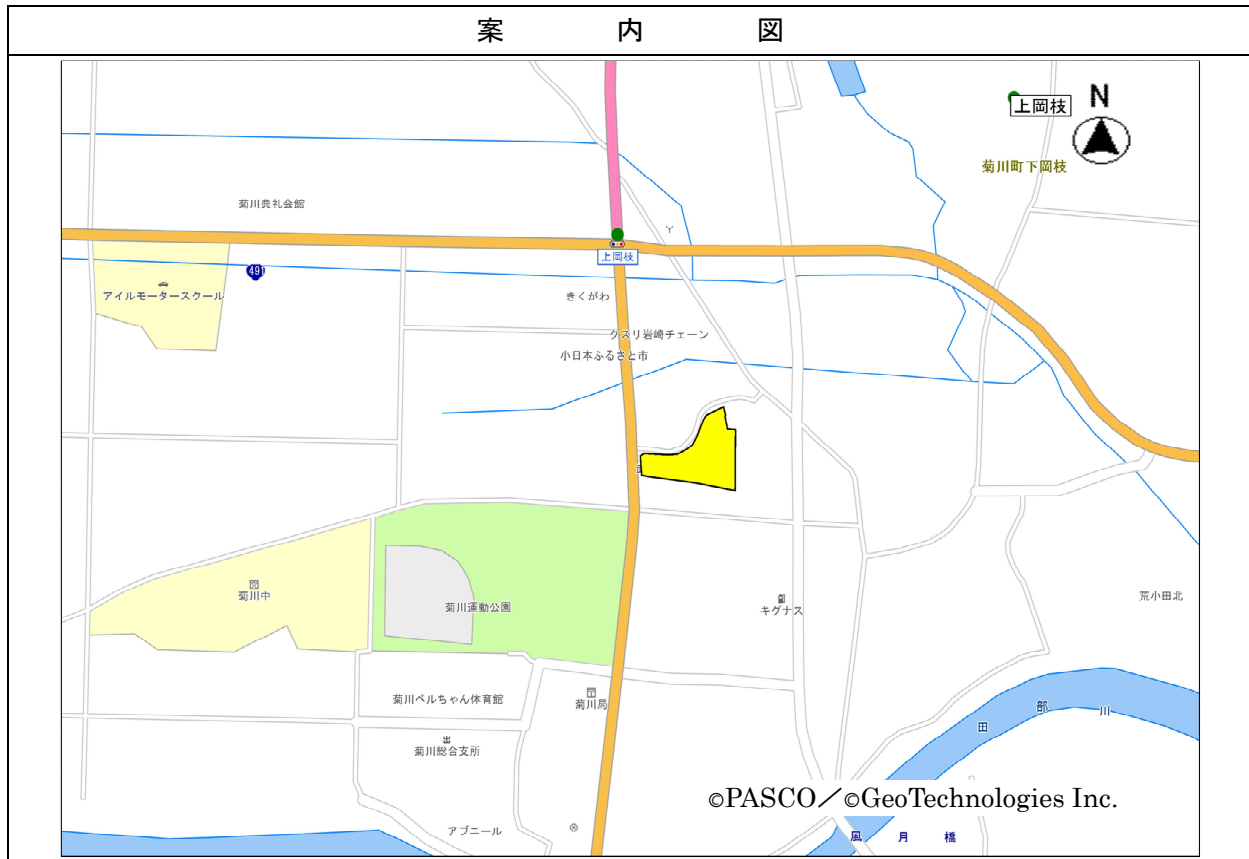
・ 本物件敷地内の北側に電話柱が2本(1本は支柱、1本は支線あり)、南側に電柱が1本(支線あり)、電話柱が1本あります。また、本物件敷地内の北側上空には、隣地からの電話線が存在しています。電柱等の取扱いについては、全て買受人において各事業者と協議等(移設や撤去等の関係も含む)を行っていただきます。【問合せ先】電柱：中国電力(株)、電話柱・電話線：西日本電信電話(株)

・ 本物件北側にある電話柱には、防犯灯が設置されています。防犯灯の取扱いについては、全て買受人において防犯灯の設置者である荒小田北自治会及び荒小田南自治会と協議等(移設や撤去等の関係も含む)を行っていただきます。自治会の連絡先については、下

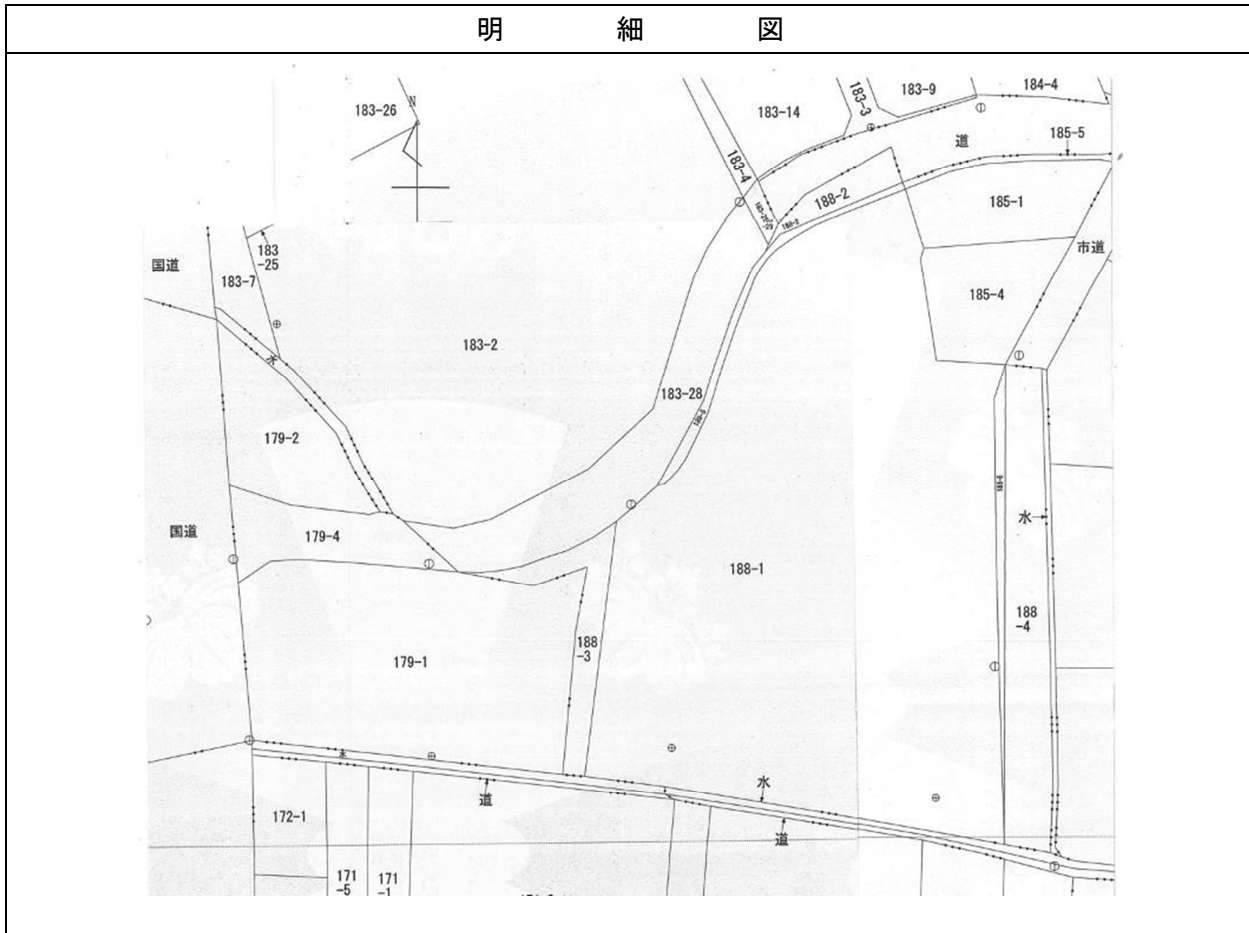
関市菊川総合支所市民生活課へお問合せください。

- 本物件敷地内南側には、水路上の橋の一部が越境していますが、現状のまま引渡しとなります。これらの残置物及び埋設物の撤去及び処分にかかる一切の費用は買受人の負担とし、市は一切の責任を負いません。
- 本物件敷地西側の国道の擁壁には雨水等の水抜きがあり、そこから本物件敷地に雨水等が流入しています。
- 各種ハザードマップ（高潮、洪水等）に関することは、事前に必ず購入希望者ご自身で下関市防災危機管理課までお問合せください。
- 本物件は、現状では周知の埋蔵文化財包蔵地ではありません。土木工事に際して、現段階では文化財の保護に係る法令上の手続きは必要ありませんが、掘削工事等によって遺物や遺構など埋蔵文化財と思われるものを発見した場合には、現状を変更することなく、下関市文化財保護課までお問合せください。
- この物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、事前に必ず購入希望者ご自身において、現地及び諸規制等についての調査確認を行ってください。
- 本物件は仮契約を締結していただき、下関市議会の議決を経た後、本契約となります。

### 案 内 図



### 明 細 図



明 細 図

